

松浦市運送事業者等燃油価格高騰対策支援金

燃油価格の高騰により、経営に大きな影響を受けている市内貨物自動車運送事業者等に対して、事業継続に向けた支援を行います。

申請期限

令和8年2月16日（月）～ 令和8年3月16日（月）17：00必着

申請要件

- ・松浦市内に事業所又は営業所があること
- ・市税の滞納がないこと
- ・暴力団等に関与していないこと
- ・他市町の同様の給付金等の対象でないこと（長崎県の給付金のみ、重複しての申請可能）

対象事業者

貨物自動車運送事業法に基づく国土交通省の許可を受けて貨物自動車運送事業を営む中小企業者又は道路運送法に基づく国土交通省の許可を受けて一般貸切旅客自動車運送事業を営む中小企業者

対象車両

松浦市内の事業所又は営業所において事業用自動車として登録されているナンバープレートが緑色又は黒色の車両

※貨物自動車運送事業を営む者について、三輪の軽自動車、二輪の自動車、被牽引車及び霊柩車は除く

※車検証の使用の本拠地が松浦市内であること

交付額

令和8年2月1日時点で所有している

- ・道路運送車両法における普通自動車（大型トラック、バス等）の台数×1万9千円
- ・道路運送車両法における小型自動車、軽自動車の台数×9千円

申請書類

- ・松浦市運送事業者等燃油価格高騰対策支援金交付申請書
- ・誓約書兼同意書（別紙1）

※上記様式については、ホームページよりダウンロードしてください。

- ・対象の業を営んでいることがわかる国土交通大臣の許可証又は更新許可証又は届出書いずれかの写し
- ・交付対象車両全ての車検証の写し
- ・履歴事項全部証明書の写し※法人のみ
- ・本人を確認できるものの写し（運転免許証等）※個人事業者のみ
- ・振込先通帳の写し

お問い合わせ先

松浦市役所 産業振興課 商工振興係

TEL：0956-72-1111（内線257）